

2009.10.26：平成 21 年 決算調査特別委員会 区民環境分科会 本文

大野はるひこ

おはようございます。よろしくお願いいたします。

初めに、平成 20 年度の決算に際しまして、区民文化部、産業経済部、資源環境部より、20 年度実施しました事業の評価、感想、この事業は実施して成果が上がったとか、この事業はちょっとよくなかったかなというのを含めて、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

地域振興課長

それでは、区民文化部の決算の特徴について、お話をさせていただきます。

区民文化部の平成 20 年度決算額は 68 億 3,185 万 3,203 円で、執行率は 99.12% となっており、区一般決算額の約 4% を占めております。前年度では 15 億 6,483 万 9,602 円の増でありまして、対前年度比 22.91% の増となっております。これは区民文化施設の建てかえ等による増が大きな要因となってございまして、区民文化部は地域センター集会所、区民事務所赤塚支所を初めとしまして、文化会館、美術館、郷土資料館の文化施設、さらには体育館、温水プール、植村冒険館等の体育施設を所管しております。

業務内容も、地域コミュニティの推進、住民基本台帳事務、文化スポーツ活動の推進、国際交流事業等、非常に幅広い業務を所管しております。

平成 20 年度は、仲宿と清水地域センター、それに赤塚庁舎の改築工事に着手しまして、小豆沢体育館の竣工や文化会館の大ホールエレベーターの設置工事、郷土資料館冷温水発生機、郷土芸能伝承館の空調設備等の改修工事、高島平温水プールの改修設計委託等を実施いたしました。

また、平成 19 年度まで土木部で管理運営を行っていた荒川戸田橋駐車場の管理をスポーツ振興課で行うこととなったほか、年度末には、皆様ご存じの、国の定額給付金の支給事務を行うこととなりまして、平成 21 年度までの繰越明許事業として実施をいたしました。

以上でございます。

産業振興課長

それでは、産業経済部関係の決算の概要についてご説明をさせていただきます。

まず、産業経済費といたしましては 12 億 6,334 万円で、一般会計に占める割合は 0.7% でした。前年度と比較いたしまして、339 万円ほどの減となっております。予算の執行率は 95.96% でございます。

まず、増の主な要因でございますが、経営支援経費といたしまして、産業融資、特別融資を初め行いまして、6,700 万円ほど増となっております。また、産業活発化戦略経費といたしまして、新産業育成プラザの基本構想の作成経費、525 万円ほどございました。また新規事業といたしましては、商連の 55 周年、商品券の 20 周年を記念いたしましたプレミアム商品券の発行助成、それから区民が選ぶ板橋のいっぴん事業、また航空産業への参入等を行いました。

また、昨年度は 10 月以降、世界的な金融不安を受けまして、経済的な、危機的な状況が起こったわけですが、緊急経済対策といたしまして、区内金融機関との連絡会議の設置、関係団体への要請、また中小企業への金融支援といたしまして、特別融資を初めといたしますさまざまな融資の実施、それから中小企業対策といたしまして、企業訪問活動などを行ったところでございます。またイベント事業といたしましては、板橋花火大

会が 50 回を迎え、その他、区民祭りなども実施をさせていただいております。

減の主なものでございますが、旧箱根荘の改修工事が 19 年度にございましたが、こちらがなくなったのが 6,200 万円ほどの減。また中小企業振興公社のハイライフ事業でございますが、こちらに対する助成金の減ということで、960 万円ほど減となっております。

農業費でございますが、こちらにつきましては 1 億 1,843 万円で、前年度と比較いたしまして 546 万円ほどの増となっております。増のものでございますが、農業振興対策費としての地産地消・農産物安定確保助成の増等で、752 万円ほどが増となっております。

以上でございます。

環境保全課長事務取扱資源環境部参事

それでは、資源環境部関係の平成 20 年度決算の概要について申し述べます。

まず、歳入でございます。歳入の決算額 7 億 5,032 万 485 円で、平成 19 年度と比較いたしますと、約 9,644 万円の増額でございます。その増収の主な要因でございます。瓶・缶、ペットボトル、古紙の売却、約 6,184 万円の増。これは、特に缶、ペットボトル等が伸びていることに原因がありまして、特にペットボトルにつきましては、全集積所回収を開始したということが大きな要因でございます。

歳出でございます。資源環境費の決算額 85 億 1,585 万 9,981 円でございます。19 年度と比較いたしますと 6 億 2,473 万円ほどの減額でございますが、減額の主な要因でございます。廃棄物収集経費で約 3 億 823 万円、また中継所維持管理経費で 2 億 8,270 万円ほど。特にこの廃棄物収集経費の減といたしますのは、昨年度の大きな変化といたしまして、サーマルリサイクルの実施に伴いまして、効率的な収集運搬体制に移行したことによるものが大きいということでございます。

予算減額に対します執行率、98.8%でございます。事業運営全体に特段の支障なく、効率的かつ適正に予算が執行されたと考えてございます。

資源環境部関係、概要は以上でございます。

大野はるひこ

ありがとうございました。一円でも、区民の皆様からお納めいただいた税金ですので、これからの決算で検証されていくわけですけれども、よく中身を検討いただいて、来年度の予算編成に結びつけていただきたいと思います。ありがとうございました。

初めに、決算書の 238 ページ、商店街振興の主要施策の成果では 129 ページの、プレミアム商品券についてお伺いをいたします。

平成 20 年度は 1 万冊発行されていますけれども、発行冊数と回収率について、状況をお示しいただきたいと思っております。そしてあわせて、平成 21 年度に発行しておりますプレミアム商品券の発行冊数と回収状況についてもお示しいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

産業振興課長

それでは、プレミアム商品券の状況でございます。昨年度は、先ほどもちょっと申し上げましたが、商連の 55 周年、商品券の発行 20 周年、そういう節目の年でございますので、平成 20 年度は商品券のほうを発売いたしました。発売概要は、10%のプレミアムがついておりまして、総額で 1 億 1,000 万円、500 円券でございますので、22 万枚でございます。

回収の状況でございますが、今年度発行したものと昨年度の部分でございますが、昨年

度の部分につきましては、今申し上げました1億1,000万円発行いたしまして、回収率は95.48%でございます、これは21年8月末現在の、ことしの8月末現在の数字でございます。

有効期限のほうは1年ということにさせていただいております、昨年の10月でございますので、たしか10月までの有効期限だったと思うんですが、まだ金融機関さんのほうで持っているもの、あるいは商店のほうはまだ全部交換し切っていないという部分もありますので、今年度いっぱい、金融機関に持ち込んだ部分については対応していくというような予定でございますので、95.48%、約95.5%でございますが、さらにほとんど100%に近くなるのではないかとというふうな、今、見込みを持っております。

今年度発売をした部分でございますが、当初5月に2億円、それから8月に5億円、2億2,000万、5億5,000万、1割プレミアがついておりますので、7億7,000万円発売をしております。

今年度のプレミアム商品券の回収状況でございますが、8月末で2億600万円ほどの回収となっております。これは今申し上げましたように、使われたというか、商店で商品を購入された場合でも、例えば中型店なんかでも、スーパーでも取り扱っているんですが、決済をしないで、まだ金券でお持ちの商店あるいはスーパーさんもいらっしやいまして、それを金融機関に取りかえに行き、それが最終的に商店街連合会のほうに金融機関から戻ってきて、回収率というのは出ている数字なんで、今の状況はかなり低いような認識を持たれるかと思うんですが、かなり交換は進んでいるかというふうに考えてございます。

ただ、全部交換がまだ済んでいないというような状況でございますので、今後使っただけの部分もかなり拡大してくるのではないかと、昨年度と同様の交換率になるのではないかとというふうに今のところ考えてございます。

大野はるひこ

それで、券を販売したお金の管理なんですけども、どのような流れになっているのか教えていただきたいと思うんですけども。

産業振興課長

まず、券を発行いたします。お金につきましては、販売金額につきましては、すべて商店街連合会の振興組合のほうに歳入ということで入ります。入りますと、今申し上げました、若干売れ残りがございますが、7億7,000万円のうち7,000万円程度まだ売れ残っておりますので、約7億円ほど売れたのかなと思うんですが、それについては歳入ということで、商店街連合会振興組合の会計のほうに入っております。区商連の振興組合と任意団体の商店街連合会と、2つ団体がございます、こういう商品券を発売する部分については、法人格を持った商店街連合会振興組合のほうで行ってございまして、そちらのほうの収入ということで入ります。

今申し上げましたように、消費者の方が商品券を商店で使います。商店の方は、それをお近くの金融機関、主に信用金庫でございますが、そちらに持って行って換金をすると、そこですぐ引きかえてくれるという形になっています。最終的には、金融機関からその商店街連合会振興組合のほうに商品券が戻りまして、幾ら分ということで戻るわけでございますが、その金額が商店街連合会振興組合から金融機関のほうに振り込まれるというような手続になってございます。

大野はるひこ

そうすると、区民の皆様は券を購入されますよね。お金をお支払いして、券を購入するわけですが、そのお金は商店街振興組合さんがすべて管理しているということでしょうか。

産業振興課長

収入についてはすべて、今、委員さんがおっしゃったように、商店街連合会振興組合で管理をしています。

大野はるひこ

そうすると、板橋区は1割負担をして、あと、それ以外に印刷する事務的経費とかも負担されていますよね。発行に対して回収率が100%でしたら、すべて終了でいいと思うんですけども、例えば回収率が100%に満たなかった場合に、残金ということですか、消費者の方がお支払いしたお金がそのまま、浮いてしまうと言ったらおかしいんですけども、そういった形になりますけども、その場合の対処策というか、その場合の流れというのは、どのようになりますかね。

産業振興課長

今、委員さんがご指摘のように、まず区のほうでプレミアム分、こちらについては1割分上乗せしてございますので、5億円を発行した場合は5,000万ということになりまして、その今年度については9割でございますので、4,500万円分、商店街連合会振興組合のほうに渡しております。

その分と一切合切合わせて、あと、すみません、1割分を商店街連合会のほうで負担してございますので、それと合わせまして、5億5,000万円販売をしたら、5億5,000万円分の現金ができます。今申し上げましたように、95.何%ですから、最終的に全部交換ということはないと思いますので、100%に近くなると思うんですが、何がしかは残ると思います。

まず、残ったものの取り扱いでございますが、プレミアム分の助成金、交換をされなかった部分については、1割上乗せ分の9割分、こちらについては区のほうに返還をいただいております。ただ、事務費についても助成をしておりますが、事務費については、それは執行、印刷してしまったものでございますので、返ってこなくても返還は求めてございません。

また、本体部分ですね、10万円買って11万円分使えるんですが、本体部分の10万円の部分については、商店街連合会振興組合のほうの収入ということになるかと思いますが、ただ、そういう経費につきましては、この取り扱いについては保険に加入をしたり、プレミアム分の発行に当たりまして、従来は2割、今年度は1割負担をしてございますので、そういう経費に充当しているというような状況でございます。

大野はるひこ

プレミアム商品券は期限をつけて販売されているんですけども、その期限をつける理由は何でしょうか。

産業振興課長

まず、消費拡大ということも一つの目的でございますので、ある1年間という中でお使いいただくということで、その期間に消費をしていただきたいという思いがありまして、

1年間という期限を設定してございます。

また、今、委員ご指摘の、交換されなかった場合の取り扱いについても、税務当局との話し合いの中で、いつまでも歳入になるのか預かり金になるのかわからないような形ですと、期限をつけないと、置いておかなければなりませんので、そういう形は好ましくないだろうということで、ある程度の期限を切って、そこで歳入ということであれば、必要経費を充当して、応分の税的な負担をしていただくというようなこともございますので、期限を切って発行という形に、数年前から切りかえているかと思えます。

大野はるひこ

そうすると、一般的な板橋区内共通商品券ですと、期限はありませんですよ。

産業振興課長

従来は、プレミアムつきでないものについては期限がなかったわけですが、今申し上げたような、最終的に換金されない、使われない商品券の部分について、適切に把握をして、会計上の処理を適切に行うために、ちょっと年数は定かではございませんが、ここ数年前から3年間、一般のプレミアムつきでない商品券についても、3年間という期限で設定をさせていただいております。プレミアムつきにつきましては、1年間ということでやらせていただいております。

大野はるひこ

しつこくてすみません。3年間と1年間の、どうしてプレミアム商品券を1年間にされたのか。それとあと、交換しなければ消費者の方は、買って、そのままお金が紙切れになっちゃうわけですよ。その辺は消費者の方の自己責任ということでご判断されているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。

産業振興課長

まず、プレミアムつきにつきましては1年間という設定については、経済対策ということもございまして、できるだけ早い時期に効果が出るようにということで、1年間ということにさせていただいております。また、プレミアム分の区の助成も出しておりますので、そこについて余り長い期間置いておくというのも好ましくないのではないかということで、1年間ということにさせていただいております。

期限つきについては、確かに委員ご指摘のように、期限を過ぎてしまうと紙になってしまうわけですが、ちょっとぐらい過ぎたというような部分については、柔軟に対応しているようでございます。1年切ったから、すべてここできょうから使えませんかというような対応ではなくて、いろいろご事情がございまして、柔軟な対応をしているようでございますが、先ほど申し上げた、年度内に昨年度の10月に発行したプレミアム商品券の確定をしていきたいみたいなお話をさせていただきましたが、一応そういうような弾力性を持たせてやっていきたいというふうに考えてございます。

主査

時間ですね。

大野はるひこ

ありがとうございました。

大野はるひこ

午前中の質問に引き続き、ちょっと少しだけプレミアム商品券のことをお聞きしたいと思うんですけれども、まず使用期限がありますから、使用期限の周知と歳末に今手元にあるのを販売されるということなんですけれども、これは今販売されている使用期限と一緒にになりますので、使用期間も短くなりますので、その辺の周知の徹底を板橋区も助成をしているわけですので、また手元に残ってしまっただけでは何の意味もなく、商店街の活性化にもなりませんので、その辺の周知徹底を要望したいと思います。よろしく願いいたします。

産業振興課長

今、委員ご指摘の使用期限の周知につきましては、商店街連合会と一緒に周知に努めたいと思います。

大野はるひこ

次に、決算書の 238 ページ、主要施策の成果、129 ページの後継者育成事業について伺いをいたします。

平成 18、19、20 年度開催されていて、平成 20 年度は 2 回です。延べの参加人数 39 名ということで、これは受講者数の推移についてお聞きしたいと思うんですけれども、後継者がなく、受講する方が少なくなってきてしまって、そういう結果になったのか、また事業の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

産業振興課長

後継者育成講座でございますが、こちらにつきましては主に商店街の後継者ということで我々取り組んでいるところでございます。昨年度までは商店街連合会のほうに委託をしまして、商店街連合会で規約をつくっていただいたものについて、区で委託料をお支払いして、講師の方を呼んでいただいたり、現地の勉強会に行ったり、そういうような取り組みを行ってまいりました。

昨年度はたまたまなんですが、日程的なこともございまして、従来は講座自体 5 回程度開いていたわけですが、昨年度は 2 回ということになってしましまして、延べの参加者がそこで減少してしまったという形になります。大体 1 回程度 15 人から 20 人ぐらいの参加かなというふうに思っておりますが、2 回だったので 40 人ぐらいの参加になってしまったということで、残念な結果に終わっているかと思っております。

今年度からは商店街連合会のほうに委託をするということではなくて、区のほうで企画を立てまして、当然、商店街連合会の青年部の方のご意見も聞きながら、講座全体の構成を区で責任を持って行いまして、そこに対して講師をお願いをします。従来は商店街の方、商店街連合会の青年部の方ということで限定でやっていたようなきらいがございましたが、これからはそういうことについてご興味のある一般区民の方にも広げまして、空き店舗を使って新しい事業を起こそうというふうにお考えになっている方とか商店街の中に何かかわりを持って積極的に取り組んでいただけるような人材も含めて、発掘できる、あるいは後継者として育てていけるような講座にしていきたいと思っております。

大野はるひこ

お聞きしたいんですけれども、今、後継者の方がなく閉店してしまう店舗が、商店街自体が解散してしまうというような現状はどのようなようになっているか、お聞きしたいと思う

んですけれども。

産業振興課長

具体的に個々の店舗の数については把握をしていないところがございますが、青年部の商店街連合会の青年部の活動ということでかなり活発に二代目の方、三代目の方、やっていただいている実績がございます。ただ、一方、先ほど申し上げたように、店舗自体が家庭と併設になっているような店舗については親御さんの代で閉店をしてしまっていて、実際には空き店舗になっていて、後継者の方がいらっしゃるけれども、なかなか業として続けていくのが難しいので、親御さんの世代のところまで閉店になってしまっているという実態もございます。そういう実態が、個々の個店の実態が積み重なって全体として商店街の活力がなくなってきたり、あるいは商店街自体が振興組合だったものが任意団体になっていく、あるいは任意団体だったものが解散していくと、そういうような実態もございます。できる限り商業で皆さん方が生業を立てて、そこで継続をしていけるような事業を継続していただくということが大変大事なのかなと思っておりますが、なかなかそこで個々のお店の経営の部分、あるいはご家族の生活の部分まで立ち入らなければなかなか継続ができないという部分もございます。そこら辺が大変課題かなと思っております。にぎわいのある商店街であれば、テナントとして別の方に入らせていただくというような選択肢もあるわけですけれども、なかなか活力がなくなってきた商店街にはそういうテナントの方も出店していただけないという実態もございますので、そういうことも含めて商店街自体が活力を持ってまた再生していってもらいたいというのは大事な課題だと思っておりますので、いろいろな形で全面的な支援をしていきたいと思っております。

大野はるひこ

ぜひ、商店街の存続を図るためにも、この事業のさらに充実した事業を実施していただきたいと思っております。これは要望です。よろしく願いいたします。

次に、新産業育成プラザについてお伺いいたします。

今月2日の委員会でも質問をさせていただいたんですけれども、埋蔵物が発掘されましたということで、その後の状況について何か変化がありましたらお教えてください。

産業活性化推進室長

先日の委員会のほうで試掘の結果、埋蔵文化財が出て、本調査のほうに入らせていただいているという状況をご報告させていただきました。今のところ、今地面のコンクリートをはがして、掘って、片面のところの掘り返しをして発掘調査をしているところという状況です。この後、もう片面をやりまして、年内ぐらいには発掘そのものは終了、その後少し時間をかけまして報告書をつくるという状況でございますので、年度内には発掘調査そのものは終わるという状況でございます。

大野はるひこ

この埋蔵物が出たことによって、都立の産業技術研究所が移転するわけですけれども、その建築がおくれたということで中小企業の方が困ることがないように、ぜひ、今後も引き続き準備と対応をいただけますようよろしくお願いいたします。これも要望です。お願いします。

次に、地域センターのことについてお伺いをいたします。

先日も一般質問で述べさせていただいたんですけれども、平成17年4月に再編整備が

されて4年たつわけですけれども、現状の認識についてサービスの低下はないのかということも含めて認識についてお伺いしたいと思います。

地域振興課長

再編整備による区民サービスの低下は発生していないかということでございますけれども、一般質問のときも区長のほうからご答弁させていただいていると思います。旧出張所の所管していた事務のうち、地域振興の関係につきましては今の地域センターで従来どおり引き継いで実施をしているところでございます。利用の多い各種証明書の発行につきましては、自動販売機による代替サービスを実施しております。これによりまして、旧出張所時代と比べますと、夜間だとか土日が発行できなかったものが、そういった証明書の発行が可能になったということの上におきましては、サービスの低下は発生していないというふうに考えております。

大野はるひこ

区民カードの発行状況についてなんですけれども、前回か前々回の委員会ですかね、平成20年度の、20年か、15万5,491枚、51%ということでお聞きしているんですけれども、その後の状況の変化についてお教えいただきたいと思うんですけれども。

戸籍住民課長

今手元にあるのはことし3月31日現在でございまして、15万5,491枚、51.6%、その間、ことしに入りまして若干枚数はふえております。ちょっと数字のほうは今手持ちにございません。

大野はるひこ

せっかく人員を削減されて、機械化をされているわけですから、カードの普及率を高める必要があると思うんです。今、郵便局で、現在、富士見と徳丸郵便局でそういう発行をされているということなんですけれども、その発行状況をわかれば教えていただきたいと思います。

戸籍住民課長

郵便局の発行状況でございますが、平成18年8月から始まりまして、富士見、徳丸郵便局の平成18年度の合計で1,121通、平成19年度は1,772通、平成20年度が1,589通でございます。

大野はるひこ

この郵便局も多分、区民事務所から遠い不便なところにあるということで設置されていると思うんですけれども、区内全体を見渡すと、区民事務所にいくのに便利なところもあるでしょうけれども、不便なところもあるわけですよ。その辺の対応で郵便局でそういうのを取り扱うことというのは悪くはないと思うんですけれども、実際に今機械化もされているわけですし、決して地域センターの方々がお仕事がなく、そんな失礼なことはないですよ、ちゃんと仕事はいっぱいあるわけですから大変だと思うんですけれども、退職された方が地域センターに何名かいらっしゃいますよね。そういう方々というのは、施設の利用をする際に、例えば申し込みに来たときに、実際に窓口業務みたいな金銭の授受みたいなのがありますよね。ありますか、ありますかでしょうか。

地域振興課長

ございます。ただ、夜間等にやっているシルバーとかそういった方につきましては、夜間、金銭の受理はできないということになってございます。

大野はるひこ

ですから、9時から5時までの間は窓口業務的なことといたらおかしいんですけども、金銭の授受もあるわけですから、そういった形でいつも言ってあれなんですけれども、前に戻すというんじゃなくて、取得しやすいような状況をつくっていくことが私は必要だと思うんですけども、そういったことを部や課の中でお話し合いというのはされていいますか。

地域振興課長

今のご質問ですと、地域センターのほうでそういった事業ができないかということだろうと思いますが、そういった話はよくしているところではございますけれども、やはり委員さんのこの間の一般質問のご質問ございましたけれども、特定のところだけを限ってそういうふうにするということとはなかなか難しいかなというふうに思っております、18か所全部そろってということになると、今度は経費面とか事務のいろいろと場所的な問題とか人力的な問題とかそういったものが出てまいるかなということでは、常々話はしております。

大野はるひこ

不公平じゃなくて、今の段階でも区民事務所に近い地域、便利なところはいいわけで、不便なところは本当悪いんで、格差が生じちゃっているわけですから、その辺で本当に不便な地域ではそこにある地域センターでそういった手続きができるとか、そこまで行くのもうんと遠いというところであれば郵便局を利用して実施していくような方法もあると思うんですけども、全体一律にではなくて、ぜひ不便な地域を見直していくというような形でお考えになっていただきたいと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

地域振興課長

出張所の再編のときにやはりいろいろと検討された案件でございますが、区民事務所につきましては約2キロ圏内に1か所ということで考えて編成をしたというふうに認識しております。そういったことから、委員さんご指摘のように交通の便の関係とかそういったところの問題はあろうかと思っておりますけれども、ある程度の範囲の中で区民事務所がご利用できるような設置形態にはなっているのかなと思っておりますので、現状の今のままというか、現状のやり方でもうしばらく様子を見たいというふうには考えてございます。

大野はるひこ

提案というか思うんですけども、例えば地域センターに今機械化されている印鑑証明とか課税証明とか住民票の写し以外のものを取りに来た場合に、そんなに件数ないと思うんですよ。ですから、せっかく来られたのにまたほかに行かなきゃいけないということになっては不便を生じますので、例えば地域センターでそういった窓口で受付をして、例えば本庁なりに便か何かありますよね、そういうのを利用して、また取りに来ていただく、

例えば学校でいうと学校便というのがありますけれども、そういった形で対応することはできないでしょうか。

戸籍住民課長

例えば印鑑登録の場合ですと、特に本人確認というのが必要でございまして、例えば免許証の写しとか保険証の提出とかありまして、その部分が重要な部分でございます。特に印鑑登録証については、例えば土地の売買とかそういうところに添付いたしますので、経由事務をするのも必要ですが、その前に窓口の職員がこの人が本人であるという本人確認の部分が重要な部分を占めますので、ちょっと経由事務には向かないかと思えます。

大野はるひこ

本人確認は金融機関でもやっていますよね。ですから、その本人確認は非常に大事なことはわかりますけれども、免許証や保険証やそういった確認をするというだけで本人確認になるわけですから、ましてや、例えば退職した方が9時から5時までは嘱託というかいらっしゃるわけですから、そういう方々がそれを受け付けることはだめなんではないでしょうか。

戸籍住民課長

職員であれば対応は可能でございます。そういう点も含めて今後ちょっと検討させていただきたいと思えます。

大野はるひこ

ぜひ、今すぐじゃなくても、ぜひご検討いただいて、そういった形で利便性を高めていくような方策をとっていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

次に、定額給付金についてお聞きいたしますけれども、給付ができなかった方とか受け取らなかった方はどれくらいいたのか、お教えいただけますでしょうか。

地域振興課長

定額給付金の状況でございます。対象者が27万4,187世帯でございました。申請の受付件数が26万4,682件、こちら現在までの数値でございます。支給の処理完了件数は26万4,023件ということで、現在、申請の受付率というんでしょうか、申請件数は96.5%とかなり高めになってございます。処理件数96.3%ということでございまして、約1万件程度がこの給付を受けられなかったということになります。

大野はるひこ

ありがとうございます。大変な作業だったと思えます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

次に、182ページの主要施策の成果の集団回収についてお聞きいたします。

抜き取りが板橋区内発生していると思うんですけれども、この182ページですと、新聞、雑誌、段ボールが平成20年度は平成19年度に比べて少なくなっているんですけれども、抜き取りの影響で少なくなっているのかということをお聞きしたいと思えます。

清掃リサイクル課長

昨年度に比べまして約1,000トンほど回収実績が下がっていると思うんですけれども、これはやはりおっしゃるとおり昨年度かなり上半期に、非常に古紙の価格が高騰いたしま

して、板橋区のみならず各自治体で抜き取りがかなり顕著になったという部分がございます。そのせいで大分回収量が減っているということが考えられます。あとはいわゆる新聞等を定期購読をする家庭が若干少なくなっているという部分も確かにあるかと思えます。あとは販売店での回収、いわゆる定期購読者、こちらは販売店回収も開始されておりますので、そこら辺の影響もあろうかと思えます。ただ、これあくまで推測でございますので、委員おっしゃるとおり抜き取りが一番大きな理由になっているのかなというように判断してございます。

大野はるひこ

抜き取りに対する対策なんですけれども、どのような対策を講じられているか、お教えいただきたいと思えます。

清掃リサイクル課長

私ども行政と、いわゆる清掃リサイクル課、それから各東西の清掃事務所、それから集団回収、また行政回収を行っております事業者さん、それから警察と連携いたしましてパトロールを強化してございます。このパトロールにつきましては、区民の皆さんからの通報もございまして、私ども早朝から、回収日に当たっている地域、これを重点的に定期的に回りまして、それで抜き取りを発見した場合には即刻その場で下ろさせまして、私どもに返してもらうということを行ってございます。また、悪質な事業者につきましては、昨年度は警察まで連れて行っているいろいろな事情を聴取したというところでございます。他区の状態をみますと、条例化等に罰則規定を設けまして、対策を講じているというところもございまして、なかなかその成果が見られないといったところで、他区とも今現在その対策について苦慮しているところでございます。

大野はるひこ

先ほどの集団改修についてまた質問させていただきます。

罰則なんですけれども、ある朝、すごいどなり声が聞こえていまして、何があったのかなと、けんかしているのかなと思ったら、集団回収の登録されている方が抜き取りの車を発見して、止めて、どなりつけているんですね。その後、区の方が来られていろいろな話をして、その後警察の方来られたんですけれども、そういった抜き取り業者に対しての罰則というのはどういった罰則で対応されているのか、お聞きしたいんですけれども。

清掃リサイクル課長

通常、私ども罰則規定は設けてございませんけれども、他の自治体につきましては罰金という形で最高 30 万円ですね、20 万円が大方の罰金、最高 20 万円という規定を設けておりますが、そういったような形で他区、他自治体につきましては罰則を設けている部分については対応しているというところでございます。

今、委員のご質問につきましては集団回収という部分でのご質問でございますけれども、実は集団回収というのは、例えば町会自治会さんでございましてとかグループでございまして、例えばマンションでありますとかそういう集合住宅の代表者の方と、それから直接いわゆる回収事業者の方が契約されているものでございます。実は条例化に罰則規定を設けたといたしましても、これが適応されるのは行政回収を行っている部分について抜き取りをしたものが対象となります。いわゆる契約者が町会自治会と、町会自治会さんでありま

すとかの団体と直接回収事業者が契約しているものでございますので、条例に罰則規定を設けた場合でも、集団回収の場合には非常に適用が難しいということでございます。ですから、私ども先ほど申し上げましたように、そういった事例があった場合には通報があったときにはすぐに対応ができるように、私どももその集団回収の皆様方が不利益を被らないような対応は積極的にとらせているところでございます。そういう実情がございます。

大野はるひこ

そのときも見てみると、とった分だけ置きなさいよ、話をして、何か目見当で置いていているわけなんですけれども、今お話でなかなか難しいということなんですけれども、それ以外でも収集日の夜にザーッと来て持っていっちゃうとか私はそんな許せないの、ぜひそういった形でそういった業者にも罰則規定を設けて、罰金か何か課して、もう二度とやらせないような対応をできるようにとっていただきたいと思うんですけれども。

清掃リサイクル課長

私ども機会をとらえまして、いわゆる東京都の条例でございますとか国の法律、これはいわゆる路上に出された古紙等につきましては無主物という規定でございます、通常置いてあるものですよと、だれが持っていても特に罰せられないというのが今現状でございます。ただ、条例で事業性回収を抜き取ったものに対しましての罰則で、きちんと管理がされているところであれば対象になるということで、集団回収の場合には窃盗罪というような形、または集団住宅等で直接その集積所、敷地内に入った場合には不法侵入というところで、そういう犯罪ということで、私どもは各集団回収団体の皆様に被害者を出してくださいというような形をお願いをしているところでございます。ですから、全国的に法改正がされれば、もう少し大きくとらえて対応することが可能になるのではないかと。これについては全国的な問題でございますので、全国都市清掃会議等を通じまして、古紙類についてはもう資源であるというような規定をどこかに盛り込めないかという要望をしているところでございます。そういったような対応をしてございます。

大野はるひこ

よろしく願いいたします。

続いて、7ページ、主要施策の成果、東京、荒川市民マラソンについてお尋ねいたします。

まず最初に、参加率についてなんですけれども、申し込みをされて実際に参加された方の率ですね。それと参加を募るわけなんですけれども、すぐいっぱいになってしまうので、できれば板橋区民の方を優先にしたらいいのではないかとということと、あと先日も質問したんですけれども、名称なんですけれども、ここの施策の評価を見ても板橋という名前一切入っていません。板橋が主体となってやっているわけですから、本年度は間に合わないにしても、ぜひ来年度から、板橋が主体となってやっていますというような名称変更を希望したいと思うんですけれども、お答えいただきますようお願いいたします。

スポーツ振興課長

参加率というお話、まずそちらですけれども、前回大会で申し上げますと、申し込みが約1万6,000人のうちの参加が1万3,000という状況でございます。

板橋区民の方の優先ということでございますが、今年度に関しては募集終わってしまったんですけれども、次回に向けて板橋区民の枠を設けるなり優先的な参加ということ

については検討をさせていただきたいと思います。

それから、名称につきましては一般質問でもご回答したかと思いますが、次回大会に向けまして板橋を全面に出した名称をつくるということで検討を進めていくという方針でございます。ちょっと詳細、まだ未定でございますけれども、その方向で検討はしたいというふうに考えてございます。

大野はるひこ

よろしく願いいたします。

続いて同じく地域スポーツクラブ支援事業、これは50万円ということで、横山委員さんも高沢委員さんも理事をされていると思うんですけれども、プリムラについて質問したいんですけれども、板橋区で出ていますけれども、本年度で、平成21年度で予算50万円なくなりますけれども、その後の対応策についてお伺いいたします。

スポーツ振興課長

今年度につきましては委託の支出というものにつきましては、今年度で終了ということなんですけれども、やはりまだ活動拠点等のぐらいで不安定な面もございますので、育成、支援ということについては財政支出とは別に支援をしていきたいというふうに考えております。

大野はるひこ

ここでやっぱり課題となっているのが施設がないと、拠点がないとできないということで、本来であれば国の補助が2年間、板橋区からの補助が3年間、この間に自立をしなければいけなかったんですけれども、できていませんよね。このまま行くと、これは国の施策でも入っているわけで、板橋区で初めてのスポーツクラブを中台地区の体育指導員の方を中心につくられているわけなんですけれども、このままでいったら全然もう衰退してしまうような現象になってしまうと思うんです。ですから、積極的に今スポーツ、学力もそうですけれども、子ども、全体的にスポーツ、体力も定価していますので、ぜひ志村スポーツクラブ・プリムラが発展していくような形で区も支援していただきたいと思います。その辺についてぜひお願いしたいんですけれども。

スポーツ振興課長

今おっしゃいましたように、プリムラというのは板橋区内で唯一の地域スポーツクラブということでございますので、やはりこの育成支援をしていかなければならないというふうに考えております。場所等につきましては非常に難しい問題があるんですけれども、関連する部署等々と調整をいたしまして、こちらから既に要請しているものもございまして、その辺のものがうまくいくように前向きに調整をしてまいりたいというふうに考えております。

大野はるひこ

ぜひ、唯一のスポーツクラブですので、成功できるように支援していただいて、独立していただいて、自立していくのが一番のベストな方法だと思いますので、そういった意味でよく話し合いをしていただいて、バックアップをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で終わります